

【特別支援学校用】

2020年度の定数を計算してみましょう！

()特別支援学校

学部	小学部	小(重複)	中学部	中(重複)	合計	高等部	高(重複)	合計
学級数								
生徒数								

I. 教諭等の数

1. 教頭の定数（義務法11条2号、高校法17条1項）

6～26学級（小中学部）⇒1人

27学級以上（小中学部）⇒2人

27学級以上（高等部）⇒1人

※但し、小学部及び中学部の学級数が27学級以上のものを除く。

_____人

2. 教諭の定数（義務法11条、高校法17条）

(1) 学級数に応じた定数

小・中学校に準拠

高等部1学級 ⇒2人

(2) 生徒指導担当

小・中学部計27学級以上 ⇒2人

中学部18学級以上 ⇒1人

高等部6～17学級 ⇒1人

高等部18学級以上 ⇒2人

(3) 専門教育を主とする学校への加算

高等部専門学科数×2人

高等部（専門学科のみを置くものを
除く）⇒2人

高等部（専門学科のみを置くもの）

⇒1人

(4) 教育相談担当教員

児童生徒数に応じて1～3人

(5) 自立活動担当教員

障害種別に学級数に応じて加算

(6) 分校の管理責任者分校 ⇒1人

(7) 寄宿舎舎監

寄宿舎生徒数80人以下の学校 ⇒2人

〃 81～200人の学校 ⇒3人

〃 201人以上の学校 ⇒4人

〔定数計算〕

法	1	2	3	4	5	6	7
数							

_____人

II. 養護教諭の定数（義務法12条）

児童生徒数1～60人 ⇒1人

61人以上 ⇒2人

_____人

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=336AC0000000188>

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=337C00000000215_20200401_502C0000000006

1